

古典芸能 南京玉すだれ山口保存会規約

第1章 総則

第1条 この会は、古典芸能南京玉すだれ山口保存会という。

第2条 山口保存会の事務局は、防府市駅南町18-7に置く。

第3条 この会は、古典芸能南京玉すだれ保存会西日本支部(仙助流)の指導により、南京玉すだれを習得するとともに、会員相互の親睦を図り、保存活動及び社会福祉に貢献することを目的とする。

第4条 保存会は、次の事業を行う。

1. 講習会の開催
2. 地域社会への貢献(福祉施設等への慰問及び地域イベント参加等)
3. その他目標達成に必要な事項

第2章 会員及び賞罰

第5条 保存会の会員になるためには、別に定める入会申込書を提出し、入会金等を納めなければならない。

第6条 会に貢献した者を、役員会の議を経て表彰できる。また、規約に違背した者を除名することができる。

第7条 当会を退会した者は、支部長の許可なくして「仙助流」及び「南京玉すだれ保存会」の名称を使用することを禁ずる。

第3章 役員及び講師

第8条 保存会は次の役員を置く。

1. 会長 1名 (支部長の承認が必要)
2. 幹事 若干名

第9条 役員を選出は、総会において会員の中から選出し、任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。

第10条 役員の仕事

1. 会長は会を代表し、全てを総括する
2. 幹事は会長を補佐し、講習会の運営、会計、監査及び渉外を行う。
3. 総会において、会計は決算報告書を提出し、幹事は監査報告を行う。

第11条 専任講師は支部長が定め、専任講師に異議あるときは、会長は会員の意見を取りまとめ支部長に申し出ることができる。

第4章 会議

第12条 会議は総会及び役員会とし、会長が召集する。

第13条 会議は構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により決議する。可否同数の時は会長が決定する。

第14条 総会では、次の事項を決議する。

1. 役員改選に関する事項
2. その他、保存会の運営に必要な事項

第15条 役員会では、次の事項を決議する。

1. 規約改正及び総会に付議する事項
2. 収入及び支出に関する事項
3. その他、保存会の運営に必要な事項

第5章 会計

第16条 保存会の収入は、入会金、年会費、臨時会費及び寄付金とする。

第17条 入会金は、5,000円とする。

第18条 年会費は12,000円(運営費及び講師交通費)とし、途中入会者は一回1,000円換算とする。

第19条 入会金及び年会費は、退会の申し出があっても返戻しない。

第20条 会計年度は、1月1日から始まり12月31日で終わる。

附則 この規約は、平成20年1月14日から実施する。

平成21年1月17日一部改正

※参考1 見学及び体験受講は2回を限度とする。ただし、体験は会場負担金 1回1,000円を徴収する。

※参考2 休会は、年会費を1,000円とする。

※参考3 有資格者の支部年会費1,000円は、保存会年会費と一緒に徴収する。